

議会議案第2号

くりはらえりこ議員に対する問責決議について

くりはらえりこ議員の責任を問うことに関し、次のとおり決議する。

令和5年（2023年）9月26日提出

提出者 鎌倉市議会議員 志 田 一 宏

同 同 上 中 村 聡一郎

## くりはらえりこ議員に対する問責決議

くりはらえりこ議員は、令和5年6月定例会における6月16日開催の建設常任委員会で、「議会だよりに市長が介入した」という発言を行った。

執行機関からの独立性の確保を図っている議会が、市長の介入を容認しているとの発言は、市民の信頼を大きく揺るがす発言である。発言の真意を確認するべく、くりはらえりこ議員に対し、度重なる発言の根拠の提示を求め続けてきたが、今日まで一切の根拠の提示はない。

提示できる事実がないにもかかわらず、議員という立場で、常任委員会という公式な記録が残る場面において根拠のない発言を行った、くりはらえりこ議員には、今後、資質の向上に努めるとともに、根拠のない発言は厳に慎むべきであると言わざるを得ない。

よって、本市議会は、くりはらえりこ議員の責任を問い、猛省を強く求める。  
以上、決議する。

令和5年（2023年）10月3日

鎌 倉 市 議 会